

# 報告書

平成28年5月28日(土)に開催された「第3回読書権セミナー」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成28年 5月30日

名取市議会議長 郷内 良治 様

会派名 公明名取  
代表 菅原 和子



## 記

- 1 研修期間 平成28年5月28日(土)
- 2 研修場所 Viva神保町
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 1名  
〈氏名〉 菊地 忍
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所感 別紙のとおり



### 第3回読書権セミナー「読書権ってなあに」

主催: 特定非営利活動法人 大活字文化普及協会

1. 研修日程 平成28年5月28日(土) 13:30~16:00

2. 研修場所 Viva神保町

3. 研修内容

#### 開会あいさつ

大活字文化普及協会 事務局長 市橋正光氏

#### 来賓あいさつ

内閣府・環境省副大臣 衆議院議員 井上信治氏

衆議院議員 角田秀穂氏

#### 主催者あいさつ

大活字文化普及協会理事長・小学館代表取締役社長 相賀昌宏氏

- ・障がい者は本へのアクセスが難しい
- ・出版社もこれまでの紙媒体だけの印刷からデジタル図書にも対応している
- ・公共図書館への大活字本・デジタル図書の普及を進めたい
- ・大活字本は高いと言われているが、もっと安くつくる方法もある
- ・必要なときに必要なものをつくるオンデマンドプリントに取り組んで行く

#### 来賓あいさつ

東京都議会議員 伊藤興一氏

日本点字図書館 理事長 田中徹二氏

#### 基調講演

大活字文化普及協会 事務局長 市橋正光氏

- ・平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」が施行されたが、読書や読み書きをする権利を保障する社会づくりを行うことは、政府が障がい者施策推進の方針としている共生社会の実現に必須
- ・読書や読み書きをするための情報支援体制の構築は、視覚障害者や高齢者等の情報を得ることが困難な人が自立して生活を送るうえで欠かせないもの
- ・障害者権利条約第2条(定義)には、「意思疎通とは、言語、文化の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉及び朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通携帯、手段及び様式をいう。」と規定されており、点字や音訳図書、大活字図書等は障害者権利条約において権利保障を行う意思疎通支援の手段である
- ・障害者権利条約を批准するための国内法の整備を目的に制定された障害者差別解消法第2条(定義)には、「社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあり、読書や読み書きが困難な状況とは、障害者差別解消法で規定される「社会的障壁」
- ・政府が定める基本方針には、「法が対象とする障がい者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限らない。」と記載されており、手帳を取得していない高齢者等の読書や読み書



きに困難のある人も法の適応の対象者となる

- ・厚生労働省では、平成25年度から、地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」を必須事業と定め、意思疎通を支援するための人員として「奉仕員」の養成研修会の開催と合わせて、事業実施の予算措置がされている

## 記念講演

元NHKラジオキャスター 芳賀優子氏

- ・生まれた時から弱視、高校まで盲学校、運輸会社に勤務後、3年間NHKラジオの視覚障害者のための番組司会
- ・「めばえ」を大きな声で読んでいた私を見て両親が「読めるかもしれない」と希望を持ったところから、私の読書が始まった
- ・裸眼で読める本を買ってもらって読んだ
- ・本を読むとほめられた、大人に読んであげるとお小遣いをもらえたので、さらに読むようになった
- ・読み書きとの格闘に明け暮れた学生時代
- ・ずっと決められないでいる、点字にするか墨字にするか
- ・中学1年の時に、私の目に合うルーペと出会い、読書を劇的に変えた
- ・「書くこと」の中途半端はその後長く続いた
- ・パソコンとの出会いで、「書くこと」にようやく明るい兆しが見えた
- ・視力低下で「読むこと」に影響が出た時、地元の図書館が私を救った
- ・「おもしろい」「楽しい」が、道具の使い方を上達させる
- ・図書館、出版社、教育界は、困った時の強い味方

全日本視覚障害者協議会 代表理事 田中章治氏

- ・障害者差別解消法が禁止する差別には
  - ① 不当な差別的取り扱い
  - ② 合理的配慮の不提供(障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため 障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整・サービスを提供することを合理的配慮と言ひ、それをしないと差別になる)
- ・障がい者にとって「読み書きすること」は、「生きること」→社会参加に不可欠
- ・読み書き情報支援サービスの現状
  - 公共図書館における読み書きサービス(2008年調査)
  - 全国の公共図書館数・・・3, 108館
  - 対面朗読実施館・・・517館(17%)
  - 障がい者サービス実施館・・・1, 213館(39%)
- ・読書権保障法(仮称)の実現を目指して

## 〈考察〉

今回のセミナーは読書権を保障するための活動を行っているNPO法人の主催である。日本国憲法は第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と文化的生活を営む権利(生存権)を定めている。これは文字通り障がいのある人もない人も等しくもつ権利であり、文字の読み書きに困難のある高齢者や障がい者の「読書や読み書きをする権利」を保障する社会的な仕組みをつくることは責務である。

これまでも障がい者施策については何度も取り上げ、改善された点もあるが障害者差別解消法の施行を受け、まだまだ取り組むべき課題があると感じた。

図書館における読み書きサービスの充実や市が発行する書類の文字の大きさなど合理的配慮を求めていきたい。

# 「公明名取」会派視察研修 平成28年5月28日(土)

